

甲斐市議会 厚生文教常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和8年1月20日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（8名）

委員長	清水和弘君	副委員長	保坂康君
	山本英君		依田那津希君
	加藤敬徳君		谷口和男君
	滝川美幸君		金丸寛君

欠席委員（なし）

傍聴議員（2名）

議長	秋山照雄君		若尾彰子君
----	-------	--	-------

説明のため出席した者の職氏名

市民生活部長	望月新路君	福祉部長	金子智奈美君
こども子育て健康部長	堤貞治君	教育部長	大寫正之君
市民戸籍課長	早川要子君	保険課長	森川嘉亮君
市民協働推進課長	久保田浩君	長寿推進課長	藤原布美君
健康増進課長	赤松圭君	教育総務課長	小田切英規君
学校教育課長	小山田拓也君	住民記録係長	松井恵美君
証明係長	加藤実奈君	戸籍係長	広瀬美和君
国民健康保険税係長	井尻一雄君	市民協働係長	宮川倭香君
介護保険係長	川上恵美君	健康企画係長	田邊誠君
母子保健係長	河野奈保子君	施設係長	保坂勇二君
学事係長	長田大地君	保健給食係長	柴崎智之君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 中澤一昭 書記 深澤隼人
書記 圓谷孝宏

審査内容

- 1 市民戸籍課業務BPRを踏まえた新たな窓口の展開について（市民戸籍課）
- 2 子ども・子育て支援納付金について（保険課）
- 3 第5次甲斐ヒューマンプラン（案）のパブリックコメント等の結果について（市民協働推進課）
- 4 甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）のパブリックコメント等の結果について（健康増進課）
- 5 1か月児健診の実施について（健康増進課）
- 6 玉幡小学校教室棟の対応について（教育総務課・学校教育課）
- 7 学校給食費の改定について（学校教育課）
- 8 その他

開会 午前 9時24分

○書記（深澤隼人君） ご参集大変お疲れさまです。

ただいまから厚生文教常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいります。

それでは、次第の2、委員長挨拶、清水委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 皆様、おはようございます。

早朝よりご参集、ご苦勞さまでございます。

本日の審査もスムーズに進行できますように、それから皆様方にご協力をいただきまして、私の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

これより次第3、内容に入ります。

初めに、（1）市民戸籍課業務BPRを踏まえた新たな窓口の展開について、担当より説明をお願いいたします。

早川市民戸籍課長。

○市民戸籍課長（早川要子君） お疲れさまでございます。

市民戸籍課から、市民戸籍課業務BPRを踏まえた新たな窓口の展開についてご説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお願いいたします。

初めに、1、民間委託に係る経緯等でございますが、人口減少等が進行する中、本市においては、持続可能な行政運営の継続に向け、人的資源である職員の確保や業務の効率化に長期的な視点で取り組むことが課題となっております。このことを踏まえ、令和9年1月中旬をめどとして、「市民戸籍課窓口業務等の民間委託化」に取り組むことを令和6年度に方針決定いたしました。

また、民間委託化に際しましては、令和7年度に業務改善調査（BPR委託）を実施し、

実現可能なスケジュールのほか、必要な機器・備品等や庁内レイアウト・配線工事等の内容、委託後の市職員数等について決定していくことを、昨年1月の総務教育常任委員会において説明させていただいたところであります。

次に、2、市民戸籍課業務のBPR委託についてでございますが、ノウハウがある民間事業者の客観的・専門的な知見を活用して、市民戸籍課業務の調査・分析を行い、業務プロセス等を最適化する中で、民間委託の有効性や、さらなる市民サービスの充実に向けた様々な手法について検討を行うことを目的として実施いたしました。

契約業者はグローバルデザイン株式会社で、契約期間は令和7年6月6日から9月30日まで、委託内容は大きく2つあり、1つ目は、現状業務の可視化・課題抽出・分析、2つ目は、それらを踏まえた効果的な民間委託化や、さらなる市民サービスの向上・業務改善等につながる提案で、具体的には片仮名のアからキの内容であります。

次に、3、BPR委託業務の実施結果ですが、7月15・16・22日の3日間で現地調査を実施し、窓口における現場の動き、特に業務手順と人の流れ、混雑状況などを調査し、併せて職員へのヒアリングなどを経て、業務の可視化及び業務量を把握の上、業務分析・課題抽出・原因分析を行いました。

それらの結果を踏まえ、明らかになった主な課題及び解決策、また、民間委託導入に向けた提案等が提示されました。

4ページをお願いいたします。

ここでは、事務手順の課題等は除いた主な課題と解決策を記載しております。

まず1、市民の動線・申請者への案内に関しましては、1つ目、市民が来庁して、まずどこに行くか分かりにくく迷う。また、4つ目の多様な申請者（若者、高齢者、障がい者、外国人等）に対して、均一の対応（全ての人に同じワンストップ窓口）になっているなどの課題が出されました。

これらの解決策としまして、正面出入口からの市民動線、手続の流れを踏まえ、記載台・窓口カウンターを設置場所を見直すなどが提案されました。

次に、2、カウンター・事務室レイアウト関係につきましては、1つ目、1組の申請者に対し、受付した職員が入力・確認・終了時の案内まで対応することにより、カウンターの回転率が悪化しているなどの課題が出されました。

これらの解決策としまして、「受付・確認対応」と「入力業務」を分ける方式に変更し、職員の入力作業中、市民は待合スペースで待機するなど、カウンターの回転率を上げ、職員

がほかの仕事に移れる体制を構築するなどが提案されました。

次に、3、DX関係につきましては、1つ目、「書かない窓口」が一部の手続に限定されており不十分であるなどが課題として出されました。

こちらの解決策につきましては、後ほど説明させていただきます。

5ページをお願いします。

次に、4、BPRの結果を踏まえた市民戸籍課業務の民間委託方針ですが、委託期間は3年間とし、今年の8月末までに契約を締結し、令和8年12月31日までを事前準備期間、令和9年1月1日から令和11年12月31日までを業務期間とする予定です。

2、民間委託の基本的な考え方は、「判断・決定」は市職員、「事実行為・補助的行為」は民間委託化することを基本方針とし、窓口の運営方針として、「個人情報保護」、「偽装請負の回避」、「監査の可能性の担保」ができる運用を前提といたします。

3、主な委託業務内容としましては、証明交付及び住民基本台帳・マイナンバーカード関連業務、総合案内及び市民戸籍課窓口記載案内業務、おくやみ手続関連業務などは委託し、委託しない主な業務は、※にありますとおり、請求や申出に対する交付・不交付の決定や請求・届出内容等に対する審査業務、戸籍届出関連業務、秘匿性が高い業務（DV等の支援措置関係、成年被後見人関係等）、また、市職員の判断を要する案件や相談業務などとする予定です。

次に、5、新たなDX戦略としての取組といたしまして、先ほどのDX関係の課題も踏まえ、2つのデジタルツールの導入を予定しております。

1つ目は、申請書作成支援システムです。こちらの導入効果としましては、多様な申請書の選択及び氏名、生年月日、性別、住所の4情報を一斉出力することによる市民の負担軽減や職員の事務効率化及び負担軽減、マイナンバーカード利活用の拡大などを見込んでおります。また、このシステムは、窓口サービスの充実、行政運営の効率化が見込まれることから、市民戸籍課だけではなく、敷島・双葉支所や税務課など、全庁的な取組として5部10課の窓口に計12台の設置を予定しております。

2つ目は、証明書発行対応マルチコピー機です。こちらの導入効果としましては、申請書記入の省略や待ち時間短縮による市民サービスの向上と窓口の混雑緩和、操作体験による利便性の周知、操作サポートによるコンビニ交付の普及促進、多言語対応による外国籍住民へのサービス向上などを見込んでおります。

6ページをお願いいたします。

こちらは、B P R、業務改善調査を踏まえた市民戸籍課の「新たな窓口」のレイアウト、イメージ図となります。

左の下側にある新館正面出入口からの動線として、今まで奥にあった緑色で表示している発券機をエントランスホールの真ん中に持ってきまして、そこに記載案内スタッフを常駐いたします。また、今まで南側の廊下にあったマイナンバーカード専用のブースを関連手続・相談サポートやおくやみのブースとして、マイナンバーカードの窓口は事務室のカウンターの方へ持っていきます。また、事務室内を左側の斜線部分の委託職員が従事するエリアと、右側の点線部分の職員エリアと配置するエリアを明確に分ける予定です。

7ページをお願いいたします。

6、新たな窓口の展開による効果ですが、今回のB P Rを通じて可視化された課題については、事務手順の見直し等、順次改善を図り、業務のスリム化につなげてまいります。

また、民間委託化により、人事異動の影響を受けず、年間を通して安定した窓口の提供が可能となるとともに、市民戸籍課職員の減員により、余剰職員を市の根幹的（コア）業務に効果的に配置できることとなります。

さらに、民間活力と新たなデジタルツールの導入により、市役所窓口を訪れる市民が、的確・迅速・円滑に窓口サービスを受けられるよう「迷わない窓口」、「待たない窓口」、「書かない窓口」が推進されるとともに、多様化・高度化する様々な市民ニーズを捉え、時代に即した新たな窓口サービスの充実が図られます。

民間委託による市民戸籍課の市職員数ですが、現状の人数から8人減の全15人を予定しております。

また、新たなD Xの導入や窓口動線等の改善による数値的效果としましては、資料に記載のありますとおり、市民の手続時間・体感的待ち時間の短縮、及び「書かない」ことによる負担軽減が図られる見込みです。

次に、7、その他、市民戸籍課の新たな窓口に係る取組といたしまして、2つ予定しております。

1つ目は、婚姻記念写真フレームの提供です。これは、これまで竜王庁舎のみで実施していた「結婚記念証」に代えて、「婚姻記念写真フレーム」、これは2人の婚姻記念の写真が撮影できるよう、パネルで作成したフレームを3庁舎に用意し、婚姻したお客様に自由に撮影していただくサービスで、令和8年2月2日の夫婦の日からスタートする予定です。

2つ目は、新たなサービスとして、お誕生記念証を配付いたします。これは人口増を目的

とするサービスとして、本市に出生届を提出したお子さんを対象に、はがきサイズの大きさの「お誕生記念証」を配付するもので、令和8年4月から開始する予定です。

最後に、8、今後のスケジュールですが、令和8年4月に民間委託に係るプロポーザル公告、5月に審査を行い、7月から9月にかけて、新館1階エントランスホール及び市民戸籍課レイアウト変更を行う予定です。

10月から民間委託従事者の研修、引き継ぎを行い、令和9年1月1日から3年間の民間委託業務を開始する予定です。

なお、これらの取組に係る予算につきましては、2月の定例市議会における予算審査特別委員会において説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、市民戸籍課業務BPRを踏まえた新たな窓口の展開についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また質問、答弁は簡潔、明瞭にさせていただけますようお願い申し上げます。

それでは、質疑等がありましたら、よろしくお願いいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 窓口業務の一部を民間委託することだと思うんですけども、住民にとってのメリットというんですかね。例えばデジタル化するのであれば、その窓口でなくてインターネットなり何なり介して申し込みができるとか、いろいろそこまでやるんだったらいいんですけども、今までどおり窓口に来て、そこでやるというんじゃ、あんまりメリットがないんじゃないかと思うんですけども、どうなのでしょう。

○委員長（清水和弘君） 松井住民記録係長。

○住民記録係長（松井恵美君） お答えいたします。

市民の皆様へのメリットということでご質問いただいているかと思えます。

まず、オンライン手続等、行かない窓口、待たない窓口に係る様々な改革につきましては、令和4年度頃から順次進めておりまして、今できるオンライン手続等は全て行っていると考えております。

また今度は、窓口に係る来てくださる方々への市民へのサービスというところで今回のフ

ロントヤード改革、民間委託というところを考えているわけですが、こちらは当然市民の皆様へは今までどおり安定したサービスですとか、丁寧な窓口対応、それから素早い窓口対応というものは引き続き行っていきながら、今度行政の側としても安定した人材の雇用だったり、市の職員が減っていく中で、安定して引き続き持続的な行政運営をしていくための取組としても行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） あと、人員の関係なんですけれども、25人から減らすということなんですよね。その部分を民間委託とすると思うんですけれども、その人員の件費と、あと民間委託に係る経費、これがはっきり分かんないんですよね、今の状況ですと。

それと民間委託する業者さんがどういう資格があるのかどうかということで、少なくとも直営でやっているときは、所内でいろんな経験をしながら、住民にとっていいのは何だろうかということができたと思うんですけれども、これで見ると3年に1回入替えがあったりする可能性もあるわけですし、何にするにしても継続性が欠けているように思うんですよね、指定管理とかそういう形にしちゃうと。それで本当に市民にとっていいサービスを改善していけるのかどうか不安なんですけど、どうでしょう。

○委員長（清水和弘君） 早川課長。

○市民戸籍課長（早川要子君） 委託期間を3年間としている理由ということも含めてのご質問ということでよろしいでしょうか。

○委員（谷口和男君） 受け取るところが専門機関で、今の業務をやっている市役所の職員よりも専門性が高いということなんですか。専門機関というのは、直接、住民等を相手に行っているわけじゃないと思うんですけれども。

○委員長（清水和弘君） 松井係長。

○住民記録係長（松井恵美君） 今回、市民戸籍課業務の民間委託につきましては、山梨県内では今まで取り組んでいる自治体はございません。ただし、全国の自治体では今29%、約30%からの自治体が既に民間委託に取り組んでおりまして、私たちは今回県内だけではなく全国を視野に入れまして、実績が複数年にわたり安定的な実績がある業者というところをまずは探していくというか、プロポーザルで審査してまいりたいと思っております。

プロポーザルの審査の中では、当然一番心配となる個人情報ですとか、市民の皆さんへの安定したサービスというところが気になるところでございますが、委員が今、先ほどおっし

やったように、PSマークですとか、そういった個人情報についての教育等もしっかり行っている業者さんであるとか、それから今度業務を委託する内容につきましても、安心して委託していただけるサービスだけを行っていただくというところで、市民の皆様に向けて、とにかく安心していただける、今までどおり信頼していただける窓口対応というところを念頭に置いて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） それと、今までもマルチコピー機でコンビニエンスで住民票ですとか取り寄せたりすることができて、そちらのほうが200円でしたっけ、その代わり庁舎に来た場合は300円かかるけれども、丁寧な書類の仕方、書き方とか教えていただいて、そういう形でやってきたと思うんですよね。庁内にあるマルチコピー機は200円になるということなんですかね。全てがそうなるんでしょうか。発行が全てマルチコピー機のほうに、それとも300円のが残るわけですか。

○委員長（清水和弘君） 松井係長。

○住民記録係長（松井恵美君） お答えいたします。

まず、金額面につきましては、議会前ということもございまして、なかなかこの場でお答えしかねるところではございますが、コンビニサービスを市の中に取り入れる中で、デジタルに不安を抱える皆さん、デジタルに触ることに不安を抱える、特に高齢者の方が多いかとは思いますが、そのような方に市の職員がそばにいるという安心感の中で、まずは触っていただくきっかけづくりを行いまして、その中で動機づけで一度触ってみることで、次回以降はコンビニに行っていただけというところの取組として、マルチコピー機も導入してまいります。

当然窓口の側は、今後も引き続き300円というところを継続していくんですけれども、窓口がいい方は当然続けていただきながら、市役所の中にもあるマルチコピー機と併用することによりまして、選べる窓口というところを一つまた目玉にしております。窓口がどうしても3月、4月あるいは6月に非常に証明書の発行も混雑する中で、選べる窓口として一つ場所がもう一つ提供されることによって、窓口の混雑の緩和にもつながっていくと考えております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 昔というか、何年か前まで、市役所の1階に市民カードを持って行って、それで出せば住民票が出てくるとか、そういうサービスを提供していたんですけども、それはコンビニ交付が始まったということでやめてしまったんですよね、経費がかかるからということで。それでまたマルチコピー機を持って来て始めるということは、やっぱりそれなりの経費がかかってしまうんじゃないんですか。

○委員長（清水和弘君） 松井係長。

○住民記録係長（松井恵美君） お答えいたします。

今回、令和9年1月を目標とする民間委託に備えまして、新たなDX戦略というところを同時に取り組んでまいります。こちらは窓口の混雑緩和というところでマルチコピー機でしたり、あるいは窓口に置く申請書作成支援システムを使いながら、窓口の混雑の緩和だったりというところを一緒に同時に進めていくんですけども、民間委託を進めるに当たって、新たなDX戦略の取組を同時に並行することによって、民間委託の金額も抑えられるというところのメリットを今回つかんでおります。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 基本的なことを教えていただきたいんですけども、この民間委託の業務期間が令和9年1月1日から令和11年12月31日という表示ですけども、いわゆる決算の年度というものとちょっとずれて、例えば本来だったら9年4月1日からという表示が今まで多かったような気がしますけれども、今回は1月1日から12月31日という、そういう形のものというのは今までもありましたかしらね。

○委員長（清水和弘君） 早川課長。

○市民戸籍課長（早川要子君） お答えいたします。

甲斐市の中で、過去に契約期間が年度またぎというところの1月1日で始まりというところは、正直実態が分からないところもあるんですが。今回1月1日という年度の途中からの契約にした理由というのが、8年度から委託に向けて業者さんを決めて取り組んでいくんですが、やはりこの業務の引き継ぎというところがかなり大事な業務となるんですけども、それをしっかり行った上で委託していくには、1月1日という年度途中なんですけども、1月1日から本格的にスタートするというのが、一番ほかの先進の自治体なんかの例を見る中でもいいのではないかとということで、今回1月1日からとさせていただいたんですけども、年度また

ぎというところでの契約につきましては、今回長期継続契約というのを一応予定しているんですが、複数年契約ができるこちらの委託契約という中で、予算につきましてはもちろん年度年度で予算計上させていただくんですが、契約についてはそういった形で1月1日から12月31日ということの年度またぎの契約ということで、今予定をさせていただいております。

○委員長（清水和弘君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 分かりました。

もちろんこの契約期間がいつであろうと、市民の方には全然影響がないことなんですけれども。ただ、私たちが審議するとき、やはりそのずれというのに、決算とか予算とかいろいろ出てくる中で、ちょっとどうなのかなと思って伺いましたけれども、それは心配ないということによろしいですね。ありがとうございます。

○委員長（清水和弘君） 金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 何点かお願いします。

5ページの偽装請負、これはどんなことかの説明をお願いします。

○委員長（清水和弘君） 松井係長。

○住民記録係長（松井恵美君） 偽装請負について、ご質問いただきました。

偽装請負とは、いわゆる委託の形式というのは、人材派遣と業務委託というところに分かれていくんですけれども、人材派遣というのは会計年度の任用職員などと同じように、あくまで市の職員の期間の中において、市の指示の下、業務を行っていただくものですが、今回行う業務委託につきましては、業務そのものを委託いたしますので、仕様書等の中でしつかり何を委託するかを決める中で、業務そのものを委託していきます。

よく言われる偽装請負に抵触したというところは、業務を委託しているのに、引き続き市の職員が業務中に、委託側の従事者に指示をその場ですべて出してしまうとかというところが抵触に引っかかっているようでございます。

今回は業務委託ですので、業務中には直接市の職員からの指示はしない、あるいはする場合におきまして、緊急等々する場合におきましても、必ずリーダー同士で指示を行うというところを徹底していくという内容になります。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 業務を委託するんだから、口出しをしないというような理解でよろし

いでしょうかね。

次の質問。外国籍の方、かなり窓口利用が増えてきていると思いますが、年間どのくらいの方が窓口利用をされているのか、実態を知りたいと思います。

○委員長（清水和弘君） 松井係長。

○住民記録係長（松井恵美君） お答えいたします。

外国籍の住民につきましては、本市におきましては、令和7年3月末でございますが、本市の全体の人口7万5,971人に対しまして、外国人の人口は1,652人ございました。10年前になりますが、平成27年3月末現在、外国人の人口は972人ございまして、換算いたしますと10年前と比較しまして1.7倍に増加している状況でございます。

申し訳ありません。お願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 外国人の方の1.7倍、10年前ですか、増えているということは、統計のとおりだと思いますけれども、その方々たちが窓口利用というものをどのくらいされているかということなんですが、その把握はされているかどうか。

○委員長（清水和弘君） 松井係長。

○住民記録係長（松井恵美君） 外国人の方が年度なり日々なりに、何人窓口に来ているのかという統計は、大変恐れ入りますが統計としては取っておりません。しかしながら、外国籍、住所を住民登録が必要な外国籍の方は、必ず市役所の転入手続を行わなければいけませんので、今話した人間がそれぞれ住所異動等で窓口を適宜利用している、そしてマイナンバーカードの利用も今、普及を、外国人の方もしていますので、その中でも窓口の利用者がかなり増えているというところは間違いないかと思います。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 金丸委員。

○委員（金丸 寛君） その数は、今の説明で理解をしておきます。

もう一点。この業務委託の趣旨が、窓口来庁者にあまり待たせない、スムーズな手続が完了するよという大まかな主体たる目的はあろうかと思います。

そこで民間委託するに当たって、研修も予定されているということです。市民の方が窓口へ来たときに、職員の方なのか民間の方が窓口業務をやられているのかというのは、やはり市民目線からしたら、全て職員がやってくれているのかなというような、そんな感覚でいらっしやると思います。

したがって、その研修に当たっては、やはり民間の委託の方であろうと、職員がそこを同じ業務をやる場合とあまり差のないといえますか、それでなおかつ時間短縮はできるというような利点をしっかり活用していただきながら、委託先の業者さんにもしっかりした研修と言いますよね、社員教育、これを徹底していただいて、スムーズな移行、これができたら市民が喜ぶといえますか、ありがたいというような感じを持っていただければ、こういった移行もいいんじゃないかなと私は思います。ぜひ、市民目線に立った移行ということに注視してやっていただければありがたいかなと要望しておきます。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 要望だけでよろしいですか。

○委員（金丸 寛君） はい。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

依田委員。

○委員（依田那津希君） 1点、7番のその他のところでお伺いしたいんですけれども。結婚記念証というのは、来庁してくださった方が山県大弐像のところの階段のところ撮ってという形だと思うんですけれども、今回それを廃止して、お誕生記念証、出生届を出した方と言ったんですけれども、出生届生後2週間以内に出す形で、小さなお子さんも連れて出生届を出す方ってどのぐらいいるのかなという部分の中で、今回のこの対応というのは、新生児さんを対象に撮ってあげた写真を記念証にする形なのか、そのところをもう少し詳しくお伺いしたいです。

○委員長（清水和弘君） 広瀬戸籍係長。

○戸籍係長（広瀬美和君） お誕生記念証につきましては、はがきサイズに印刷された記念証を差し上げるという形を考えております。届出書を出していただいたときに、母子手帳のほうに届出済証明書というのを発行するような形になっているんですけれども、それを出すときにプレゼントとして差し上げる形になりますので、お子様のお写真とか撮ることは考えておりません。

○委員（依田那津希君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 2点ほど伺いたいんですけれども。こういうオンラインとかいろいろやってくるとシステム障害とか、そういうのが起こった場合に、複数システムの証明書発行システムというんですか、あるいは手書きでも何でもいいんですけれども、そういうのがないと

困ると思うんですけども、そのシステム障害への対応、これがスムーズに行くのかどうか、それとその場合に窓口で対応できるのかどうか、伺いたいですけれども。

○委員長（清水和弘君） 松井係長。

○住民記録係長（松井恵美君） これまでですが、システム障害で窓口で証明書が発行できなかったという事例はございません。あったのはコンビニ交付につきまして、システム障害ではなく、メンテナンスのために一定期間止めますよということはございました。そのような場合には当然窓口なりで対応しましたし、この夏にも1か月ほどシステム標準化に伴いましてコンビニ交付が止まりましたが、窓口での夜間ですとか休日の臨時的な対応というのも取らせていただいております。

今後、もちろん万が一の機会に備えまして、いかなる場合にも、どのような形で市民の皆様にご迷惑をかけないように、随時調整してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） それに対しては、ぜひうまくやっていけるように、努力していただきたいと思うんですけども。

あと、よく聞くのが、証明書をもらいに来るときに本人でない場合、本人でない場合は、何か代理人の証明が必要だとか、いろいろ出てくると思うんですけども、そちらの対応をスムーズにいけるのかどうか、伺いたいですけれども。

○委員長（清水和弘君） 松井係長。

○住民記録係長（松井恵美君） 代理人が窓口に来ていただいた場合の対応ということのご質問でしょうか。

これまでどおりと言え、これまでどおりになりますけれども、親族以外の代理人の場合には、正式にご本人が記入、署名いただいた委任状をお持ちいただいて、その委任状が正しければ交付をしていくという、これまでどおりの対応を今後も進めてまいりたいと思います。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 先ほど、課題のところ、ワンストップ化というのが非常に職員的には効率が悪いというか、そんなようなことが書いてあったんですけども、そうすると、今後例えば合理化という大変ですけども、そういうワンストップ化というのは見直していく方向に考えているんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 早川課長。

○市民戸籍課長（早川要子君） お答えいたします。

資料6ページをご覧くださいてもよろしいでしょうか。

ワンストップ手続というのが今までカウンターでやっておりましたけれども、今度レイアウト変更したときには、関連手続・相談サポートというこちらを使いまして、全てのお客様にワンストップという形ではなくて、足の悪い方ですとか高齢の方ですとか、お客様自身で手続に回るのが難しいお客様に関しましては、今までどおり、ここのブースを使いまして手続をしていただいて、割と若い世代の方でご自分で回られたほうが効率よく手続ができるというような方は、ご自分で回っていただくような、お客様に応じてそういった対応を図っていきたいと思いますので、ワンストップは継続していくということをお願いしたいと思えます。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 例えば、ご高齢の方とか、ちょっと分かんないからやってもらいたいというような方、そこでその旨を申し出てもらわないといけないという形になるんですかね。

○委員長（清水和弘君） 早川課長。

○市民戸籍課長（早川要子君） こちらは、6ページの緑色の発券機とあるところに、記載案内スタッフというのを今度常駐する予定なんですけど、そのスタッフのほうでお客様の状況とか、お客様の要望などを聞く中で、この方じゃワンストップとして、こちらのほうに行っていただくかという流れを取っていきたいと思っております。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） おくやみ窓口に関しては、たしか事前予約というスタイルでやっているかと思うんですけども、その辺のところはどんなふうにしていくんですか。

○委員長（清水和弘君） 松井係長。

○住民記録係長（松井恵美君） おくやみ手続につきましては、原則的には完全ワンストップをこれまでどおり進めていきたいと考えております。

○委員長（清水和弘君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 一つ要望になりますけれども、今、甲斐市でも多様性を重んじた市政ということを進捗する中で、こういうことでDXを図っていくのであれば、委託契約をする業者に多様性ということなので、やはり日本語以外で来る方たちへの対応もできる派遣社員というんですかね、そういう方たちを入れていただきたいというような要望を、しっかりと

市のほうから出していただけないものかなということを感じています。

今、外国の方も増えていて、年金事務所なんかからも国際交流のほうに、話が通じないからということで、同行をとというようなお話もくるんですね。ですから、やはり困っている外国の方大勢いる中で、全ての方に優しい甲斐市の行政であるためには、言語のところをしっかりと賄っていただきたいなど、これは要望で結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

山本委員。

○委員（山本 英君） 幾つか聞きたいんですけども。今回、県内初ということなんですが、この業務委託する先は県内にもそういったこれだけのことを対応できる業者さんがあるのでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 松井係長。

○住民記録係長（松井恵美君） 今回、この6月から9月にかけてBPRを行っている業務改善調査を行っていただいた業者さんは、本社が静岡にございますが、支社が山梨にあるという、そういう業者さんで、また、静岡を特にメインに民間業務についても幅広くやっている業者さんでございます。県内では実績はございませんが、そのようなことにも対応できると考えております。

○委員長（清水和弘君） 山本委員。

○委員（山本 英君） じゃ、もし何か緊急な、例えば職員、そういう人たちが誰か休むとか、そういったときの対応もすぐ対応していただけるということでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 松井係長。

○住民記録係長（松井恵美君） これまで3年間にわたりまして様々な自治体、民間委託をしている先進自治体に行かせていただいておりますが、緊急時につきましては、全国のネットワークを使って職員を行き来させるというようなことの事例も伺っております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 山本委員。

○委員（山本 英君） あと人手不足ということで、今回こういう形になってくるとは思うんで、あと業務の流れがよくなるためにということなんですが、結局、会計年度だったり、業務委託、業務委託になると先ほど言ったように、これしかやっちゃ駄目ですよとなったときに、普通の人が先ほど言ったように分からない、そこで言って、うち私分かりませんのでほ

かの人という形にならないように、しっかりしていただければと思います。

あと、それを維持していくのにランニングコスト的には、例えば会計年度さんだったりとか、この業務委託、どのぐらいの差が、お金がすごいかかるのか、かからないのか、金額、細かいことは言わないんですけれども、結構違うものなのか、業務委託だったり、会計年度さんを使ったりする、そこを聞きたいんですけれども。

○委員長（清水和弘君） 早川課長。

○市民戸籍課長（早川要子君） 委託に関するコストの関係、まだ細かいところは申し上げられないところもあるんですが、やっぱり今回の新たな窓口の展開というところに委託というのも含めているんですが、DXを導入することによるスリム化の部分もございますし、あと今の業務の中だと、やっぱり職員の時間外勤務等で、通常の人件費にプラスした時間外勤務の部分もかなりあったものが削減される見込みもある中で、経費的なところは、やっぱり費用対効果を検証したところで、すぐにプラスマイナスが逆転するかというところちょっと難しい部分もあるんですが、やっぱり段階的にこの委託の中で、業務のスリム化とか効率化を図っていく中では、中長期的には逆転して、委託のほうがコストが抑えられるというような検証の結果も今のところ出た中での今回委託の提案をさせていただいているところではございます。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 山本委員。

○委員（山本 英君） じゃ、ある程度長い年月でやれば、ランニングコスト的にも安くなってくるという形でよろしいでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 早川課長。

○市民戸籍課長（早川要子君） 今回第1期を3年間ということで設定させていただいておりますので、第1期の課題とかも検証する中で、また見ていく部分ではあると思いますが、今時点の検証のところでは、中長期的にはコストが逆転できる見込みということで、今進めております。

○委員長（清水和弘君） 山本委員。

○委員（山本 英君） この3年間では、ぶっちゃけ結構コスト的にはすごいかかっているということでもよろしいでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 早川課長。

○市民戸籍課長（早川要子君） やはり、今回新規導入ということになりますので、初期導入

にかかる経費ですとか、そういったものがどうしてもかかってまいりますので、今回の1期目につきましては、経費はかかっています。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 山本委員。

○委員（山本 英君） 最後にもう一つだけ。

7番、その他なんですけれども、先ほど依田委員も聞いたように、すごくいいことだとは思いますが。窓口で、今結婚して甲斐市に住んでくれたり、引っ越ししたりしたら、そういった方に引っ越し代金の補助だったり、家賃だっりの補助、そういったことの周知も多分してくださっているとは思いますが、ぶっちゃけ、こういったことをやったからと甲斐市に住むかという、また引っ越しに対しての補助金をもう少し引っ越しだったり、家賃補助、例えば僕の息子もそうだったんですけれども、甲斐市内で結婚して、じゃ甲斐市から出て行かないようにするには、甲斐市内にもう一回住んでくれば、家賃の2か月分が出たり、引っ越しの資金の何%かが出たりする、そういったことももう少し周知を一生懸命していただきたいなど、ちょっと要望ですけれども、していただけないかなと思います。

結構知らない、後で聞いて知らなかった、もう1年以上たってしまったから申請できませんという、結構そういう声を聞くので、新たな何か窓口での取組でもいいんですが、そういった結婚したり、子供ができたり、引っ越しにも関わってくることだと思うので……。

○委員長（清水和弘君） 望月部長。

○市民生活部長（望月新路君） 結婚に関する支援につきましては、市民協働推進課……

○委員（山本 英君） それは分かるんですけれども、その関係を取っていただきたいという……

○市民生活部長（望月新路君） 窓口で、そういうような情報とか提供できるような形で、可能かどうか検討しながら、周知広くできるように心がけていきたいと思います。

○委員長（清水和弘君） 山本委員。

○委員（山本 英君） できればぜひ、市民協働は分かっていたんですが、でも一番最初に結婚しましたよとか、そういった子供が生まれましたよと、そこにまず行くはずですので、その横のつながりをしっかり持っていただいて、そういった周知ももう少ししていただけたら、せっかくあるいい補助金、甲斐市の中にあるいい補助金だと思いますので、そこら辺の周知をもう少し横のつながりをつくってやっていただければと思います。要望です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で、市民戸籍課業務BPRを踏まえた新たな窓口の展開についてを終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時17分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

ここで傍聴を許可いたしますので、ご承知をいただきます。

続いて、（2）子ども・子育て支援納付金について、担当より説明をお願いいたします。

森川保険課長。

○保険課長（森川嘉亮君） 改めまして、おはようございます。

保険課から、子ども・子育て支援納付金についてご説明をいたします。

資料は8ページをお願いいたします。

まず、1の経緯でございますが、国は、少子化対策における財源を確保するための「子ども・子育て支援金制度」を、令和8年度に新たに創設いたします。これに関連しまして、令和8年度から保険者、甲斐市となりますが、従来の国民健康保険税とあわせて「子ども・子育て支援納付金」を徴収し、県を通じて国に納付することになります。また、当該支援納付金額は、令和10年度までに段階的に増えていきます。

本市の国民健康保険税は、国民健康保険医療制度に係る「医療分」、後期高齢者医療制度に係る「後期支援分」、介護保険制度に係る「介護分」の3つの区分に構成されていますが、これに加えまして、子ども・子育て支援金制度に係る「子ども・子育て支援納付金分」として、所得割、均等割、平等割が追加され、4つの区分となります。

2の基本的な方向性といたしまして、（1）保険税率につきましては、国民健康保険税の賦課・徴収の方法を踏まえ、県から示されます甲斐市の子ども・子育て支援納付金額等に照らし、保険者が保険税率を設定いたします。

下の表は参考ではありますが、保険税率のイメージ表となります。

区分は先ほど経緯でご説明いたしました、医療費分、後期支援分、介護分の3つの区分で、

所得割、均等割、平等割、課税限度額は、それぞれ表のとおりで現行の税率等でございます。

その下の4行目が今回新たに追加される「子ども・子育て支援納付金課税額」で、所得割、均等割、平等割は、国の試算では令和8年度から令和10年度までになりますが、年額1人当たり約2,400円から約4,800円と試算しております。また、右側の課税限度額につきましては、法律の規定により3万円となる予定となっております。

表下の※ですが、子ども・子育て支援納付金課税額は、低所得者に対する均等割・平等割の軽減措置及び課税限度額を設ける設定も現行の制度に準じていきます。

その下の表も参考ではありますが、国が試算いたしました1人当たりの平均月額で、2行目の区分の全制度平均月額は、けんぽ協会、健康保険組合、共済組合等の平均月額となっております。

3行目が国民健康保険の平均月額で、令和8年度見込額は200円、令和9年度見込額は300円、令和10年度見込額は400円と試算しております。

(2) 子どもがいる世帯に対する軽減につきましては、子供のいる世帯の負担が増えないよう、高校生世代までの子供分の「子ども・子育て支援納付金」の均等割額は、10割軽減措置を講じることとしております。

資料の9ページをお願いいたします。

国の財政支援につきましては、国において、保険者への財政支援といたしまして、国庫負担の補助等の措置が講じられることとなります。

3の今後の予定につきましては、令和8年1月から3月までに、本日開催の厚生文教常任委員会への概要説明、国民健康保険運営協議会への税率の諮問・答申、支援金制度の周知をウェブサイトで行い、定例市議会へ条例改正案を提出する予定となります。

令和8年4月1日に条例の施行、令和8年6月から7月に令和8年度保険税の賦課を決定、国民健康保険税の納付通知書の発送を予定しております。

資料の10ページをお願いいたします。

こちらは国のこども家庭庁が作成したリーフレットになります。内容は子ども・子育て支援制度に対する説明、また、11ページには支援金が当てられる事業の案内が掲載されておりますが、支援金制度の内容ですので、説明のほうは割愛させていただきますが、参考にさせていただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等ありましたら、お願いします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 8ページのところで、課税限度額というのがあるんですけども、この課税限度額というのは年収のことなんですか。

○委員長（清水和弘君） 森川課長。

○保険課長（森川嘉亮君） これは法律で規定されているんですけども、税額を計算して3万5,000円となった場合は、3万円が限度ということになります。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） それで、結局保険料率は自動的に上がってしまうということなんですか、これは。保険料が。

○委員長（清水和弘君） 森川課長。

○保険課長（森川嘉亮君） 今まで現行の保険税率が医療分、後期高齢者分、介護分ということで保険料を徴収していたんですけども、それに加えて今度、子ども・子育て納付金分が新たに追加されるということで、保険料とすれば上がるということになります。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 保険料上がるということなんですけども、子ども・子育てということであれば、子供とか子育て世帯の保険料、子供の部分は下がるなり、何なりするんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 森川課長。

○保険課長（森川嘉亮君） 子供に対する負担軽減というのはないんですけども、今回この納付金を国が徴収しますと、今、資料の11ページにございました「児童手当の拡充」とか「育児時短就業給付」、「妊婦のための支援給付」ということで、子育て世帯に対しての支援の拡充ということになります。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） あと、ちょっと分かんないところがあるんですけども、甲斐市では今、高校3年生まで子供の医療費無償化していますよね。保険料は別にしてですけども。それで国としては、未就学時の無償ですよ。それが拡充するとか、そういうことはないんですね、国の。

○委員長（清水和弘君） 森川課長。

○保険課長（森川嘉亮君） 今回、保険課からは、保険料の徴収ということになります。制度の納付金当てられる事業の中身については、申し訳ございません。所管課が違いますのでご容赦願いたいと思います。

○委員（谷口和男君） 分かりました。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。そのほかありますか。

山本委員。

○委員（山本 英君） 年間3万円が上限ということだと思うんですが、例えば国からきた制度なので、ここで言ってもしょうがないのかもしれないですけども、奨学金だったり、大学卒業して新入社員になって、奨学金返していきながら頑張っていく子たちも、結局払わなきゃいけないということですよ。生まれた子供に対しての支援は、すごい僕も大事だとは思いますが、結婚したいなという、そこら辺の年代の子からもお金を取ってしまったら、今度そういったことに出会いにお金も使えないんじゃないの。ここで言うことじゃないのかもしれないんですけども。すみません。それだけです。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

お願いします。

○保険課長（森川嘉亮君） 山本委員が言っていることも承知はしているところでございますが、これは国で決めた制度でございまして、子育て世帯を社会全体で支えるという制度でございまして、今後も個々の被保険者の方には、十分説明していきたいと思っております。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、子ども・子育て支援納付金についてを終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

それでは、ここで休憩します。

40分に再開します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時37分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて、（3）第5次甲斐ヒューマンプラン（案）のパブリックコメント等の結果について、担当より説明をお願いします。

久保田市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） お疲れさまです。

市民協働推進課から、第5次甲斐ヒューマンプラン（案）に対する市民の皆様からのパブリックコメントと、市議会議員の皆様からの意見・提言の結果についてご報告させていただきます。

本プランの素案とパブリックコメントの実施について、昨年11月、厚生文教常任委員会でご説明させていただきましたので、今回はパブリックコメント等の結果についてご説明させていただきます。

本冊資料の12ページをお開きください。

初めに、1、パブリックコメントの実施結果でございます。昨年11月20日から12月15日まで実施し、提出件数は1件、4項目の意見が寄せられ、その内容及び市の考え方については一覧表のとおりでございます。

各説明をさせていただきます。

ナンバー1、目標値設定の根拠を記載してほしいとの意見につきまして、市の考え方は、国や県、また市総合計画など、本市の複数の計画との整合性及び現状・実現可能性などを総合的に判断して、目標値を設定しています。

ナンバー2、地域特性を踏まえた課題整理や対応があるとよいとの意見につきましては、市の考え方は、本計画は市全体を対象とした基本的な方向性を示すものであるため、市全体の共通課題を中心に整理しております。

ナンバー3、第4次甲斐ヒューマンプランからの変更点について説明してほしいとの意見につきまして、市の考え方は、本編38ページに変更点について新たに追加しました。別冊で用意しておりますので後ほどご確認をお願いいたします。

ナンバー4、施策の成果報告を周知してほしいとの意見につきまして、市の考え方は、本計画におきましては、施策の一部数値目標や進捗状況を総合計画等において整理・公表しております。また、活動報告については、関係団体の情報誌や市ウェブサイトにて引き続き公表してまいります。

13ページをお願いいたします。

続きましては、議員の皆様から1件、2つの項目についてご意見をいただいております。

ナンバー1、困難を抱える人への支援に関して、相談窓口では敷居が高いため、工夫が必要ではないかとの意見につきまして、市の考え方は、包括的な支援の構築により、相談しやすく、寄り添った支援に努めてまいります。また、気軽に相談できる環境づくりに引き続き取り組むことについて、本編44ページに追記したところでございます。

ナンバー2、ジェンダー平等に関して、将来を担う世代に対し、教育をもっと進めていくべきであるとの意見につきましては、市の考え方は、「基本目標Ⅲの学校分野」の中で取組内容を記載しており、今後も各施策の確実な展開を進めてまいりますというところでございます。

最後に、今後のスケジュールでございます。

パブリックコメントの結果を市ウェブサイトで公表するとともに、3月に公表する予定でございます。

以上で、第5次甲斐ヒューマンプラン（案）のパブリックコメント等の結果について説明を終わります。ご審査のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、第5次甲斐ヒューマンプラン（案）のパブリックコメント等の結果についてを終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時43分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて、（４）甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）のパブリックコメント等の結果について、担当より説明をお願いします。

赤松健康増進課長。

○健康増進課長（赤松 圭君） 健康増進課から、甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）のパブリックコメント等の結果について説明申し上げます。

資料は14ページをお願いいたします。

1番、パブリックコメントにつきましては、昨年11月20日から12月15日まで26日間実施いたしました。なお、一般市民、事業者等から意見の提出はございませんでした。

2番としまして、11月17日の厚生文教常任委員会において計画案の内容を説明し、議員各位にご意見やご提言をお寄せくださるよう依頼させていただきました。また、計画の審議機関に位置づけている甲斐市保健福祉推進協議会委員及び市医に対してお願いいたしました。

結果として、期限までに合わせて6件の貴重なご意見・ご提言を賜りました。なお、件数とはお寄せいただきました方の人数を表します。6人の方々から頂戴いたしました意見・提言の内容と、対する市の考えは次のとおりでございます。

それぞれが本計画の実践に当たり、必ず念頭に置くべき非常に大切な観点であり、深掘りすべき取組への気づきを与えていただくものであると考え、計画の一部を改めております。

貴重なご意見やご提言をいただきました方々に感謝申し上げるとともに、国・都道府県、そして全ての市区町村が一体となり、新型インフルエンザをはじめとする新興感染症への対応に取り組むため、万全な体制を構築できるよう努めてまいりますので、引き続きのご助言をお願い申し上げます。

次に、16ページの3番、今後のスケジュールでございますが、2月に保健福祉推進協議会において、また3月に甲斐市医及び山梨県に対し本件を報告し、計画を公表いたします。

なお、議員各位には、サイドブックの所定のフォルダに格納する形で、電子的に配付させていただくことをご了承ください。

以上で本件の説明を終了いたします。よろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）のパブリックコメント等の結果についてを終わります。

次に、（５）１か月児健診の実施について、担当より説明をお願いいたします。

赤松健康増進課長。

○健康増進課長（赤松 圭君） 次に、１か月児健診の実施について説明申し上げます。

資料は17ページをご覧ください。

本市では3歳までの乳幼児に対する総合的な健康診査事業としまして、保健福祉センターなどに来場いただきまして、ほかのお子さんと共に集団形式で検査を受けていただくものと、市内外の小児科医など医療機関にて個別に受けていただく個別健診の２種類があり、いずれも検査費用を全額公費にて実施しております。このうち、1歳未満の乳児に関する健診は生後4か月を対象とする集団健診以外に、乳児一般健康診査としまして2回にわたり個別健診を行っているところです。

2番、1か月児健診は、国が乳児の疾病及び異常の早期発見、保護者に対する相談支援、予防接種の啓発に資するものとして推奨しており、実施する自治体に国庫補助金による財政支援を通し、その促進を図っております。

これまで山梨県では、全ての市町村が足並みをそろえて同時期に開始するための調整を行ってきましたが、このたび、市長会と町村会にて医療機関との契約や支払い事務を代行する仕組みが整い、また、県医師会から業務委託の同意が得られたところであります。

現在のところ、各市町村では、来年度から1か月児健診を県下一斉に開始するための準備を進めており、本市においては、従来の乳児一般健診2回に加え、新たに1か月児健診を実施いたします。

3番に、1歳未満の乳児に対する医療機関での個別健診について、今年度までと来年度以降の対比を表にまとめております。

令和8年度からは黒丸のとおり、計3回の受診機会を設けます。①は生後1か月をめぐり、②は生後6か月から7か月、③は9か月から11か月の間に受診することができます。

検査の内容でございますが、従来の乳児一般健診、1回目、2回目の検査項目に4番の追加する検査項目に記しました3つの項目を追加いたします。また、契約・支払い欄のとおり、医療機関との契約や委託料の支払い事務は市長会に委託するものと、市が直接行うものがございます。

最後に、1か月児健診は、令和8年4月1日以後に生まれた方を対象としております。

以上で説明を終了いたします。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、1か月児健診の実施についてを終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時52分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて、（6）玉幡小学校教室棟の対応について、担当より説明をお願いします。

小田切教育総務課長。

○教育総務課長（小田切英規君） お疲れさまでございます。

教育総務課及び学校教育課から、（6）玉幡小学校教室棟の対応について説明いたします。

資料の18ページをお願いいたします。

初めに、1の本市の小中学校における教室不足対策への取組ですが、本市では、山梨県が独自に推進する公立小学校への少人数教育施策（25人学級制）に対応するため、普通教室の不足対策を次の（1）から（3）の順で取り組んでまいりました。

（1）図工室や音楽室などの特別教室が普通教室へと転用可能な場合は、転用工事を行う。

（2）特別教室が普通教室へと転用できない場合は、将来的な児童数の推計値を根拠とする中で、一時的な教室不足が1ないし2教室までであれば、県の「はぐくみプラン」のアクティブクラスを導入する。

（3）教室不足数が3教室以上かつ長期間に及ぶと想定される場合、また（2）のアクティブクラスを導入してもなお超過する場合は、教室棟の増築を計画するとともに、児童数の

動向を注視しながら最終的な対策方法を判断することとしております。

山梨県の「はぐくみプラン」のアクティブクラスにつきましては、20ページの資料①をご覧ください。

中段の緑色で着色した部分になりますが、アクティブクラスとは25人学級編制をするため、教室が足りない場合に、クラスを増やさずに25人学級編制をしていたら配置されたはずの教員の追加配置を受けるものであります。追加された教員は、当該学年の全クラスを掛け持ちする形でサポート役を担います。「はぐくみプラン」では25人学級編制またはアクティブクラスのいずれかを市町村の判断により選択できることとなっております。なお、教員の追加配置に関わる費用は県が負担いたします。

18ページにお戻りください。

次に、2のこれまでの玉幡小学校の教室不足対策の経緯になります。

初めに、(1)ですが、令和5年度に小学校11校における将来的な児童数の推計を行ったところ、竜王北小学校が最も教室不足が多く見込まれたことから、竜王北小学校の教室不足対策を最優先とし、令和6年度当初予算において竜王北小学校教室棟増築工事設計業務委託を計上いたしました。

下の表をご覧ください。

令和5年度時における児童数の推計による教室不足数については、玉幡小学校の最大教室不足数は3教室で、最大教室不足が該当する年度は令和8年度から令和10年度の3年間あります。また、教室不足が生じる該当年度は令和7年度から令和10年度の4年間になります。

これに対しまして、竜王北小学校の最大教室不足数は5教室で、最大教室不足が該当する年度は令和8年度から令和9年度の2年間あります。また、教室不足が生じる該当年度は令和6年度から令和10年度の5年間になります。

次に(2)ですが、令和6年度の10月に将来的な児童数の推計を行ったところ、竜王北小学校とともに玉幡小学校も最大教室不足数は3教室でありましたが、竜王北小学校より玉幡小学校のほうが教室不足となる年数が2年多いことから、令和6年12月補正において竜王北小学校教室棟増築工事設計業務を玉幡小学校に振り替えるとともに、繰越明許事業として計上いたしました。

下の表をご覧ください。

令和6年度10月時における児童数の推計による教室不足数については、玉幡小学校の最

大教室不足数は3教室で、最大教室不足が該当する年度は令和8年度から令和11年度の4年間であります。また、教室不足が生じる該当年度は令和7年度から令和11年度の5年間になります。

これに対し、竜王北小学校の最大教室不足数も3教室で、最大教室不足が該当する年度は令和8年度から令和9年度の2年間であります。また、教室不足が生じる該当年度は玉幡小学校と同様に令和7年度から令和11年度の5年間になります。

19ページをお願いいたします。

次に(3)ですが、(2)の状況を踏まえ、令和7年4月に玉幡小学校教室棟増築工事設計業務委託を発注いたしました。

その後、6月に将来的な児童数の推計を行ったところ、玉幡小学校の教室不足数は、令和8年度から令和10年度の間各年度1教室となり、特別教室を普通教室に転用することで教室不足への対応は可能となりました。

現在、設計業務については、構造計算、図面作成等まで完了している状況であります。

下の表をご覧ください。

令和7年度6月における児童数の推計による教室不足については、玉幡小学校の最大教室不足数は1教室で、最大教室不足数が該当する年度は令和8年度から令和10年度の3年間であります。また、教室不足が生じる該当年度についても令和8年度から令和10年度の3年間になります。

これに対し、竜王北小学校の最大教室不足数は2教室で、最大教室不足が該当する年度は令和8年度から令和9年度の2年間であります。また、教室不足が生じる該当年度は玉幡小学校と同様に、令和8年度から令和10年度の3年間になります。

玉幡小学校及び竜王北小学校の令和7年度推計における令和11年度以降の教室不足数について説明をいたします。

資料の22ページをご覧ください。

玉幡小学校の令和11年度の教室不足数はゼロとなり、教室は充足し、令和12年度は1教室余る状況でございます。

次に、24ページをご覧ください。

竜王北小学校の令和11年度及び令和12年度の教室不足数はゼロとなり、教室は充足する状況であります。

19ページにお戻りください。

最後に、3の今後の玉幡小学校教室棟増築工事についてになります。

(1) 将来的な児童数の推計から今後児童数の減少が見込まれることを考慮すると、令和8年度に予定していました教室棟の増築工事は一旦見合わせ、特別教室である図工室を普通教室として使用できるよう、小規模的な工事を今年度内に実施いたします。

(2) 現在発注している設計業務については、請負業者とこれまでに実施した業務までの内容とする減額の変更契約を締結いたします。

資料の21ページから24ページをご覧ください。

こちらは、玉幡小学校と竜王北小学校の年度別教室数推計表を掲載させていただきました。

こちらの表は、令和6年度から令和12年度までの間において、児童数の推計を行った令和5年度から令和7年度における各年度ごとに児童数と通常学級数を算出し、教室過不足数を示した表になります。なお、児童数の推計については、学校教育課において毎年住民基本台帳を基に国立や私学への進学、複合学区における学校の選択状況をこれまでの実績値を踏まえ算出しておりますが、あくまでも住民基本台帳を基に将来の児童数を見込むものなので、正確な数値を算出することは非常に困難であります。

こちらの表の見方について説明いたします。

21ページの上段の令和6年度をご覧ください。

青色で着色した項目欄になりますが、推計年度は推計を行った年度で、令和5年度、令和6年度、令和7年度の3年分を表示しています。その右の欄の利用可能教室数は普通教室として利用可能な教室数になります。その右の欄が学年ごとの児童数と通常学級数になり、合計は全体の数を記載しています。合計の通常学級数は必要となる通常学級数となります。その右の欄の教室過不足数は利用可能教室と必要となる通常学級数の差になりまして、マイナス表示は不足数、整数表示は空き数となります。この表では利用可能教室数と通常学級数の合計数がともに16教室なので、過不足数はゼロとなります。

次に、上から2段目の令和7年度をご覧ください。

令和5年度に行った推計では、1年生の児童数は73人で1学級25人編成でありますので3学級となります。2年生から6年生については記載のとおりとなっております。この結果、利用可能教室数16教室に対し、必要となる教室数は合計欄にありますとおり17教室で、1教室不足している状況になります。

その下の令和6年度に行った推計では、令和5年度に行った推計より1年生の児童数は3人増え76人となり、通常学級数は1学級増え4学級となりました。2年生から6年生は児

児童数の増減はありましたが通常学級数に変更はありません。この結果、利用可能教室数17教室に対し、必要とする教室数は合計欄にありますとおり18教室で、引き続き1教室不足している状況になります。

令和8年度以降の状況については記載のとおりでありますので、ご確認をお願いいたします。

児童数が増える主な要因につきましては、転入・転居・転出によるもので、1学年1人の異動で必要となる教室が1教室増減することとなります。

資料の20ページにお戻りください。

上段の部分になりますが、例えば1学年が51人いる場合、国の基準の35人クラス編成では25人と26人の2クラスになりますが、県の基準の25人クラス編成では1クラス各17人の3クラスとなります。しかし、1人児童が減って50人になった場合は、国の基準及び県の基準では1クラス各25人の2クラスとなります。現在本市の児童数については、ちょうど学級編制に影響するような状況にあると考えております。

玉幡小学校教室棟の対応についての説明は以上になります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 今度の対応は25人学級をクラスですか、編成実現するためにやると思うんですけども、教室数が足りていれば「はぐくみプラン」の17、17、17という形で実施をして、足りない小学校についてはアクティブクラス編成ですか、これを実施するということなんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 小田切課長。

○教育総務課長（小田切英規君） 空き教室があれば当然25人学級を編成していきます。空き教室がない場合については、特別教室を普通教室に転用するか、または県のアクティブクラスという形で対応していくようになるかと思えます。よろしくごお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） あと、よくオークルームというものもつくっているじゃないですか。甲斐市の小・中学校ですか。それは空き教室を利用してつくっているんですか。

○委員長（清水和弘君） 小山田学校教育課長。

○学校教育課長（小山田拓也君） 現状ある甲斐市のオークルームは、学校の外に設置をしております。保健福祉センターですとか、双葉支所とかというところに開設をしているという状況なので、学校の空き教室を利用しているということでは、現状はございません。

○委員長（清水和弘君） そのほかございませんか。

山本委員。

○委員（山本 英君） すみません。単純な質問なんですけれども。特別教室で使っていた、例えばそういったところを使うというのは、今はもう使っていないということなんですか。音楽室だったりとか、そういった話が出ていたんですが、そこでやっていた授業はどういう形を取ってやるんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 小山田課長。

○学校教育課長（小山田拓也君） お答えします。

特別教室、音楽室、図工室というところで行っていたものは、そこを普通教室に転用したという場合は、それぞれの自分の教室で授業を行うという形になっています。ですので、そういった形が普通教室でできるものの教室から、転用を順位づけるというふうな、そんな対応になります。

○委員（山本 英君） 分かりました。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、玉幡小学校教室棟の対応についてを終わります。

ここで暫時休憩し、職員の一部が退席いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて、（7）学校給食費の改定について、担当より説明をお願いします。

小山田学校教育課長。

○学校教育課長（小山田拓也君） お疲れさまでございます。

学校給食費の改定についてご説明をいたします。

資料は25ページになります。

説明をいたします。

まず1です。これまでの給食費の改定状況についてですが、まず簡単に振り返りたいと思いますが、まず平成20年4月に、給食食材値上がりの影響によって、1食当たり小学校で10円、中学校で6円増額の改定を行っております。

続いて、平成26年4月、消費税率が5%から8%に上がったことから、小学校を18円、中学校を20円増額の改定をいたしました。

続いて、令和2年4月には、給食食材の値上がりと消費税率8%から10%への改定に伴い、給食費も改定を行いましたが、このときから小・中学校に1食当たり17円の市からの補助を行いました。

さらに、令和4年9月には、物価高騰に伴い賄い材料費に対して、小学校で1食30円、中学校で1食40円、補助を増額し、小学校で47円、中学校で57円としました。ただし、このときは臨時的、緊急的な対応ということで、物価高騰の補助金を使う中での対応でしたので、給食費の改定は行いませんでした。

令和6年4月には、この補助を継続をするということで、給食費を改めて改定をしたところです。

このような経緯を経てきているところでございます。

表をご覧いただくと分かる通り、給食費は増額となってきたものの、その分は市が補助をすることで、保護者負担分の小学校4,700円、中学校5,200円は令和2年度より変更をしておりません。

下の表の一番下の市の補助ですけれども、これまでの補助額をまとめますと、令和2年度からは小・中とも1食当たり17円で月額にして300円、令和4年9月以降は小学校が1食47円の月額830円、中学校が1食57円の月額980円となっております。

次に、2の現行の学校給食費についてです。

現在の給食費を改めて確認をいたしますと、1食当たり小学校が318円、月額で5,530円、中学校が1食当たり369円で月額6,180円としております。なお、保護者の経済的負担を考慮し、1食当たり小学校で47円、月額にして830円、中学校で57円、月額980円の補助を市が行っております。

続いて、資料26ページにお進みください。

3の給食費の改定についてです。

これまで、食材費や燃料費等が上昇する中、献立や調理の工夫等を行う中で、給食の提供に努めてまいりましたが、昨年からの急激な物価高騰により、現在の単価では栄養基準を満たす給食の提供を維持・継続することが困難な状況となってきました。

このため、甲斐市学校給食運営委員会において、学校給食費の改定について検討を重ねてまいりました。第3回甲斐市学校給食運営委員会において、令和8年度の給食費について諮問を行い、同委員会から答申を受けたところであります。

答申の内容ですが、「令和8年度からの給食費は、1食当たりの単価を小学校35円、中学校41円増額し、小学校353円、中学校410円とする。また、今後も物価高騰が続くことが見込まれることから、保護者への経済的負担を軽減するため、保護者から徴収する給食費については令和7年度と同額とし、不足分は市が補助すること」とされました。

最後に、4、改定の内容です。

令和8年度においては、地産地消を考慮し、栄養バランスの取れた安心・安全なおいしい給食を安定的に提供していくためには、学校給食費を改定し、適正な額にすることが必要であることから、令和8年度からの給食費については、1食当たりの単価を小学校35円、中学校41円、それぞれ増額し、小学校353円、月額にして6,130円、そして中学校は1食410円、月額にして6,860円といたします。

また、保護者から徴収する給食費については、令和7年度と同額とし、不足分は市が補助を行います。ただし、教職員についての補助は行いません。

一番下の表をご覧くださいまして、太枠の部分が改正（案）となります。保護者負担は繰り返しになりますが、小学校は月額4,700円、中学校は5,200円が変わらず、市の補助は小学校で1食当たり82円、月額で1,430円、中学校が1食当たり98円で1,660円の増額となります。

このように給食の単価を改定し、食材の高騰に対応する中で、安心・安全でおいしい学校給食の提供を維持してまいりたいと考えております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 今回の改定はあくまで給食費ということで、食材費の値上がりで給食内容が悪くなるのを防ぐために上げたということですよ。それで、いろいろ噂をされている国からの補助が、学校給食費を無償にしようということで検討されていると思うんですけども、そちらのほうはこれとは関係なしに行われるということですね。

○委員長（清水和弘君） 小山田課長。

○学校教育課長（小山田拓也君） お答えします。

本件の給食費改定は、おっしゃるとおり無償有償にかかわらず、とにかくこの物価高騰において給食単価318円、中学校で369円では十分な給食が作れないおそれがあるということで、単価を上げていきましょう。それによって安心・安全で充実した内容の給食を提供しましょうというものであります。

ご指摘の無償化につきまして、国の無償化ということで、国が公立小学校対象に令和8年度からということが決定しているとの連絡はありますが、ただ、詳細な制度設計等についてまだ何ら示されておりませんので、それを待って、市として適切に対応してまいりたいと考えているところであります。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 今度選挙になるということでしたので、かなり遅れるかと思うんですけども、令和8年度からということであれば、取りあえず山梨県でも無償化しているところも多いですし、決定を待たずに始めるとか、そういうような考えはないんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 小山田課長。

○学校教育課長（小山田拓也君） 詳細な制度の内容を精査する中で、対応を検討してまいりたいということであります。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、学校給食費の改定についてを終わります。

次に、学校教育課よりその他がありますので説明をお願いいたします。

小山田学校教育課長。

○学校教育課長（小山田拓也君） お疲れさまです。

学校教育課より、口頭にて1点ご報告をさせていただきます。

これまで随時ご報告をしてまいりました敷島学校給食センター元調理員からの損害賠償請求訴訟の控訴審に係る報告であります。

本件につきましては、先般原告の控訴を棄却するとの控訴審判決が言い渡され、本市の勝訴となったこと。これにつきましてはご報告をさせていただいたところですが、その後、期限内に原告が上告をしなかったことから、本件訴訟は完全に終結となったことをご報告をいたします。

終結に伴い、速やかに本市代理人弁護士への弁護士報酬55万円と弁護士旅費9,000円の合計55万9,000円の支払いが必要なことから、予備費の充用で対応させていただきますのでご報告をいたします。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

この件につきましては、質疑を行わず報告として終了します。

以上でその他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時23分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、長寿推進課より、その他がありますので説明をお願いします。

藤原長寿推進課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） お疲れさまでございます。

長寿推進課から、甲斐市地域密着型サービス事業者の公募につきましてご報告をさせていただきます。

昨年5月開催の本委員会におきまして説明をさせていただきました令和8年度に整備する地域密着型特別養護老人ホームに係る事業者の公募につきましては、令和7年5月29日から市ホームページにて公募要領を公開し、応募の受付を11月10日から28日まで19日間行いましたが応募事業者はありませんでした。この地域密着型特別養護老人ホームにつきましては、今期計画期間である令和6年度から8年度中に整備する計画となっていることから、来

年度、引き続き公募を行うことといたしましたのでご報告いたします。

なお、来年度の公募の詳細につきましては、改めて厚生文教常任委員会にてご説明をさせていただきます。

報告は以上であります。よろしくお願いたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等ありましたら、お願いたします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 特別養護老人ホームの応募がなかったということなんですけれども、今ある特別養護老人ホーム、地域密着型かな、それというのは満杯状態になっているんでしょうか、それともまだ余裕があるんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） ただいま開設をしております地域密着型の特別養護老人ホームにつきましては、満床という状況で伺っております。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、その他を終了します。

引き続き、次第の4、その他に入ります。

委員より、常任委員会関係で、その他、何かありましたらお願いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 事務局より何かありましたらお願いたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） よろしければ、その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、厚生文教常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時26分